

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

弁護士 酒井廣幸

雇用保険と労災保険保険料は、一体の手続で行われています。すなわち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、失業保険制度の5人未満への適用拡大に伴い、労災・失業両保険の保険料の適用・徴収事務の一括処理を目的として昭和44年に制定され、昭和47・4・1から施行。旧失業保険法及び労災保険法の全面適用のために、その適用徴収方式を調整、統合して事務処理の合理化を図った法律です。

第1 総論

1条 目的

この法律は、労働保険事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

* プラス 労働保険の定義（2条1項）

労災保険と雇用保険の総称。この両保険は、労働災害及び失業という労働関係上のリスクを対象としていることで、一般的な生活上のリスクを対象としている健康保険・厚生年金保険・介護保険と区別されます。保険関係の成立は事業単位。

2条2項 賃金の定義

事業主が支払いを義務付けられているもの。賞与、3ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金・臨時に支払われる賃金も含む。退職金は含まれない。

2条4項 保険年度の定義

継続事業における一般保険料の徴収の単位となる期間のことです。4・1～翌年3・31まで

第2 保険関係の事務

規則1条 労働保険関係の事務の所轄

・・労働保険に関する事務は、36条（*労働保険料の還付）の規定により官署支出官・・が行う法19条6項及び20条3項に規定による還付金の還付に関する事務を除き、次の区分に従い都道府県労働局長並びに労働基準監督署長及び公共職業監督署長が行う。

労働保険関係の事務は、一元適用事業か二元適用事業か、労働保険事務組合に委託しているか否かにより、労働基準監督署長か公共職業安定所長が行います。

「一元適用事業」とは、労災保険と雇用保険に係る保険関係を一の労働保険関係として、適用

と保険料徴収事務を一元的に取り扱う事業です。徴収法上は、この一元適用事業が原則です。「二元適用事業」とは、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の2つの事業とみなして、適用と保険料徴収事務を二元的に（別々に）取扱う事業のことです。

保険料およびこれに係る徴収金に関する事務（規則1条3項1号）	都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官 ＊「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。
二元適用・労災保険関係（規則1条1項2号）	労働基準監督署長
一元適用・事務組合に委託していない事業	同上
二元適用・雇用保険関係（規則1条1項3号）	公共職業安定所長
一元適用・事務組合に委託している事業	同上

45条 厚労大臣の権限の都道府県労働局長への委任